

公立大学法人富山県立大学教職員研修規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人富山県立大学教職員就業規則第 44 条第 3 項の規定に基づき教職員の研修に関し必要な事項を定めるものとする。

(研修の目的)

第 2 条 研修は、教職員の資質及び教養の向上による勤務能率の発揮及び増進を図り、もって法人の円滑な運営に資することを目的とする。

(理事長の責務)

第 3 条 理事長は、教職員に必要な研修を受ける機会を与えるため、研修計画を策定するなど、研修の実施に必要な体制の整備に努めなければならない。

2 理事長は、必要と認めるときは、外部の機関に委託して研修を行うことができる。

(教職員の責務)

第 4 条 教職員は、その職務を遂行するために、常に自己の能力、資質の向上に努めなければならない。

(勤務を通じての研修)

第 5 条 理事長は、教職員を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）をして、教職員に対し日常の勤務を通じて必要な研修を行わせる。

2 理事長は、前項に規定する勤務を通じて研修が適切に行われることを確保するため、監督者に対し、必要な措置を講ずる。

(勤務を離れての研修)

第 6 条 理事長は、必要と認めるときは教職員に日常の勤務場所を離れて専ら研修を受けることを命ずることができる。

2 前項に規定する勤務場所を離れて研修を行う場合には、当該研修に必要な時間について当該教職員に割り振られた勤務時間を勤務したものとみなす。

(研修中の義務)

第 7 条 教職員は、当該研修中は実施機関が定める規則等を誠実に守り、研修に専念しなければならない。

(研修報告)

第 8 条 理事長は、必要と認めるときは研修に参加した教職員に研修報告書の提出を求めることができる。

(研修効果の把握及び研修の記録)

第9条 理事長は、研修を実施したときは、研修計画の改善に資するため、その効果の把握に努めるとともに、研修記録を作成し保管しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、教職員の研修に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する